

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	学習・生活支援事業受付簿	
行政機関等の名称	周南市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部あんしん子育て推進課こども政策担当	
個人情報ファイルの利用目的	家庭の事情により、学習の環境が十分でない世帯の子どもを対象に学習習慣の定着と学力の向上のための学習支援を実施するために利用する。	
記録項目	1受付日、2利用決定日、3受付方法、4生徒氏名、5生年月日、6保護者氏名、7住所、8連絡先、9学校名、10学年、11通塾の有無、12受講希望地区、13会場、14時間、15希望科目、16配慮事項	
記録範囲	申請者及びその保護者	
記録情報の収集方法	本人（申請書等）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	こども未来部あんしん子育て推進課こども政策担当	
	〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	学習・生活支援事業受付簿	
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部あんしん子育て推進課こども政策担当	
個人情報ファイルの利用目的	家庭の事情により、学習の環境が十分でない世帯の子どもを対象に学習習慣の定着と学力の向上のための学習支援を実施するために利用する。	
記録項目	1受付日、2利用決定日、3受付方法、4生徒氏名、5生年月日、6保護者氏名、7住所、8連絡先、9学校名、10学年、11通塾の有無、12受講希望地区、13会場、14時間、15希望科目、16配慮事項	
記録範囲	申請者及びその保護者	
記録情報の収集方法	本人（申請書等）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	こども未来部あんしん子育て推進課こども政策担当	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	相談記録システム	
行政機関等の名称	周南市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部あんしん子育て推進課こども家庭1・2担当	
個人情報ファイルの利用目的	児童および保護者支援管理のために利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4所属、5支援内容記録票	
記録範囲	支援対象者およびその世帯員	
記録情報の収集方法	相談・通報・通告・報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	こども未来部あんしん子育て推進課こども家庭1・2担当	
	〒745-0005 山口県周南市児玉町1丁目1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	ケース進行管理台帳	
行政機関等の名称	周南市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部あんしん子育て推進課こども家庭1・2担当	
個人情報ファイルの利用目的	要保護児童対策地域協議会事業のために利用する。	
記録項目	1保護者および児童氏名、2住所、3生年月日、4世帯状況、5支援種別、6支援内容記録票	
記録範囲	支援対象者およびその世帯員	
記録情報の収集方法	相談・通報・通告・報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	児童相談所・警察等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	こども未来部あんしん子育て推進課こども家庭1・2担当	
	〒745-0005 山口県周南市児玉町1丁目1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	相談記録	
行政機関等の名称	周南市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部あんしん子育て推進課こども家庭1・2担当	
個人情報ファイルの利用目的	児童および保護者支援管理および要保護児童対策地域協議会事業のために利用する。	
記録項目	1保護者および児童氏名、2住所、3生年月日、4世帯状況、5支援種別、6支援内容記録票	
記録範囲	支援対象者およびその世帯員	
記録情報の収集方法	相談・通報・通告・報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	児童相談所・警察等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	こども未来部あんしん子育て推進課こども家庭1・2担当	
	〒745-0005 山口県周南市児玉町1丁目1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	支援プラン関係書	
行政機関等の名称	周南市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部あんしん子育て推進課こども家庭1・2担当	
個人情報ファイルの利用目的	児童および保護者支援管理および要保護児童対策地域協議会事業のために利用する。	
記録項目	1保護者および児童氏名、2住所、3生年月日、4世帯状況、5支援種別、6支援内容記録票	
記録範囲	支援対象者およびその世帯員	
記録情報の収集方法	相談・通報・通告・報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	児童相談所・警察等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	こども未来部あんしん子育て推進課こども家庭1・2担当	
	〒745-0005 山口県周南市児玉町1丁目1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	母子保健管理システム	
行政機関等の名称	周南市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部あんしん子育て推進課こども家庭1・2担当	
個人情報ファイルの利用目的	母子保健法、児童福祉法、子ども子育て支援法に基づく事業を実施するために利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4妊娠届出内容、5個人番号、6健診受診履歴、7相談・指導記録、8担当母子保健推進員、9ブックスタート配本状況	
記録範囲	妊産婦及び子育て家庭	
記録情報の収集方法	本人または家族（聞き取り）、妊娠届出、健診票、ブックスタート受領書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	医療機関・福祉施設・教育関係者・母子保健推進員	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	こども未来部あんしん子育て推進課こども家庭1・2担当	
	〒745-0005 山口県周南市児玉町1丁目1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	育児相談カード	
行政機関等の名称	周南市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部あんしん子育て推進課こども家庭1・2担当	
個人情報ファイルの利用目的	母子保健法に基づく保健指導、相談に利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5相談対応記録	
記録範囲	相談利用児及びその保護者	
記録情報の収集方法	保護者（聞き取り）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	こども未来部あんしん子育て推進課こども家庭1・2担当	
	〒745-0005 山口県周南市児玉町1丁目1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	不育症治療費助成対象者台帳	
行政機関等の名称	周南市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部あんしん子育て推進課こども家庭1・2担当	
個人情報ファイルの利用目的	周南市不育症治療費助成金交付要綱に基づく、不育症治療費の助成事務手続きに利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4医療機関、5申請金額、6対象治療期間、7対象治療費	
記録範囲	不育症治療費助成金交付を申請した夫婦	
記録情報の収集方法	不育症治療費助成金交付申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	こども未来部あんしん子育て推進課こども家庭1・2担当	
	〒745-0005 山口県周南市児玉町1丁目1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	一般不妊治療費助成対象者台帳	
行政機関等の名称	周南市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部あんしん子育て推進課こども家庭1・2担当	
個人情報ファイルの利用目的	一般不妊治療費等の県補助金の申請に利用する。	
記録項目	1夫婦の氏名、2住所、3夫婦の生年月日、4助成金額	
記録範囲	一般不妊治療費助成事業を申請した夫婦	
記録情報の収集方法	一般不妊治療費助成事業申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	山口県	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	こども未来部あんしん子育て推進課こども家庭1・2担当	
	〒745-0005 山口県周南市児玉町1丁目1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	特定不妊治療費助成対象者台帳	
行政機関等の名称	周南市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部あんしん子育て推進課こども家庭1・2担当	
個人情報ファイルの利用目的	特定不妊治療費助成対象者の履歴管理を行い、申請時の受付事務に利用する。	
記録項目	1夫婦の氏名、2住所、3夫婦の生年月日、4助成金額	
記録範囲	特定不妊治療費助成制度を申請した夫婦	
記録情報の収集方法	特定不妊治療費助成申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	山口県	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	こども未来部あんしん子育て推進課こども家庭1・2担当	
	〒745-0005 山口県周南市児玉町1丁目1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	人工授精費助成対象者台帳	
行政機関等の名称	周南市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部あんしん子育て推進課こども家庭1・2担当	
個人情報ファイルの利用目的	人工授精費助成対象者の履歴管理を行い、申請時の受付事務に利用する。	
記録項目	1夫婦の氏名、2住所、3夫婦の生年月日、4助成金額	
記録範囲	人工授精費助成制度を申請した夫婦	
記録情報の収集方法	人工授精費助成申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	山口県	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	こども未来部あんしん子育て推進課こども家庭1・2担当	
	〒745-0005 山口県周南市児玉町1丁目1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	